

大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター外国人留学生日本語研修コース及び  
日本語・日本文化研修コース内規

令和3年9月1日制定

令和3年教育マネジメント機構内規第5号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター細則（令和3年教育マネジメント機構細則第4号）第4条第2項及び第5条第2項の規定により、外国人留学生日本語研修コース（以下「日本語研修コース」という。）及び外国人留学生日本語・日本文化研修コース（以下「日本文化研修コース」という。）に関し必要な事項を定める。

(研修資格)

第2条 日本語研修コース及び日本文化研修コースの研修生（以下「研修生」という。）となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条第1号に規定する研究留学生及び同条第5号に規定する日本語・日本文化研修留学生
- (2) 前号に掲げる者のほか、国際教育推進センター長（以下「センター長」という。）が  
適当と認める者

(定員)

第3条 日本語研修コース及び日本文化研修コースの定員は、次表のとおりとする。

|           |     |
|-----------|-----|
| 日本語研修コース  | 30人 |
| 日本文化研修コース | 5人  |

(研修期間及び開始時期)

第4条 日本語研修コースの研修期間は6か月とし、その開始時期は4月又は10月とする。

2 日本文化研修コースの研修期間は1年以内とし、その開始時期は10月とする。

(選考)

第5条 センター長は、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター会議（以下「セン

ター会議」という。)の議を経て、研修生を選考し、所定の手続を完了した者に研修を許可する。

(教育課程)

第6条 日本語研修コース及び日本文化研修コースの教育課程は、センター会議の議を経て、センター長が定める。

(修了証書の授与)

第7条 センター長は、日本語研修コース又は日本文化研修コースの教育課程を修了した者に対し、修了証書を授与する。

(研修の中止)

第8条 センター長は、研修生から研修中止の願い出があったときは、センター会議の議を経て、これを許可する。

2 センター長は、研修生が疾病その他の理由により研修を継続することが困難と認めるときは、センター会議の議を経て、研修を中止させることができる。

(授業料等)

第9条 実施要項第11条第1項の規定により、研修生のうち、第2条第1号に該当する研修生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

2 第2条第2号に該当する研修生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法は、大分大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年規程第91号)に規定する額及び徴収方法とする。

(準用)

第10条 大分大学学則(平成16年規則第8号)その他の内部規則のうち、学生に関する規定は、別段の定めがあるものを除き、研修生に準用する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、日本語研修コース及び日本文化研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この内規は，令和3年10月1日から施行する。
- 2 大分大学国際教育研究推進機構国際教育推進センター外国人留学生日本語研修コース及び日本語・日本文化研修コース内規（平成30年内規第2号）は，廃止する。